

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

内閣府（エネルギー対策特別会計） 122.6億円（121.7億円）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の4事業により、地方自治体(※)が行う原子力防災対策を支援します。

(※)原子力発電所については、UPZ30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備等事業

立地道道府県等と所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網等の維持・管理に要する費用を支援します。

② 防災活動資機材等整備事業

放射線測定器等の防災資機材や原子力災害医療体制の整備、要配慮者のための放射線防護対策施設整備の維持など地域防災体制の充実・強化に要する費用を支援します。

③ 緊急時対策調査・普及等事業

広域避難訓練、住民防護措置支援のための講習・研修事業、原子力災害医療体制の整備に係る研修等費用、先進的防護体制構築のための実証事業、緊急時対応付帯条項付防災訓練等委託、安定ヨウ素剤の事前配布に係る周辺住民に対する説明会等の実施に要する費用を支援します。

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)に係る整備等を支援します。

事業のスキーム

国

定額を交付

立地道道府県等

具体的な成果イメージ

地域原子力防災協議会・作業部会

① 緊急時連絡網整備等事業



通信機器

② 防災活動資機材等整備事業



放射線測定器

安定ヨウ素剤

防護服等

③ 緊急時対策調査・普及等事業



原子力総合防災訓練の様様

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業



オフサイトセンターの外観

原子力防災体制の充実・強化